

訪問看護ステーションリゅうそう 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人相生会が開設する訪問看護ステーションリゅうそう（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションリゅうそう
- (2) 所在地 岡山市中区藤原 21-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に訪問看護事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）保健師、看護師又は准看護師 常勤換算3.0人（常勤2人）

保健師、看護師又は准看護師は、訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」という。）及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書等」という。）を作成し（准看護師を除く）、訪問看護計画書等に基づき、指定訪問看護の提供に当たる。

（3）理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 相当数

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、訪問看護計画書等に基づき、サービス（在宅におけるリハビリテーション）の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、国民の休日及び8月13日から8月15日(年の暦により変更の可能性あり)、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 上記の営業日、営業時間のほか、居宅サービス計画によりサービス提供を行うものとする。
- (4) 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の内容および説明と同意)

第6条 事業所で行う指定訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

2 指定訪問看護等の利用提供の開始に際して、あらかじめ利用者およびその家族(以下「利用者等」という)に対し、重要事項等を記した文書を交付して理解しやすいように説明し、利用者等の同意を得なければならない。

(指定訪問看護等の利用料)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 下記3~4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に重要事項説明書でその内容及び費用について説明した上で、利用者又はその家族から支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。また、その都度当該費用に係る領収証を利用者に対し交付する。尚、この費用は消費税込みでの表記とする。

3 逝去後の処置費用を12000円とする。

4 利用日当日 2時間前までに連絡がなかった場合のキャンセル料として利用者負担額の100%を徴収する。ただし、利用者様の病状変化等やむを得ない事情がある場合は不要とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岡山市のうち次にあげる地域とする。
岡山市中区全域及び北区・東区・南区の一部地域

(緊急時における対応)

第9条 事業所の従業者は、指定訪問看護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(第1号訪問事業にあつては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(衛生管理)

第12条 事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とする。

2 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定訪問看護等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第15条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

(苦情解決体制の整備)

第16条 事業者は、指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、5年間保存する。
また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。
- 3 事業者は、指定訪問看護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、提供した指定訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 提供した指定訪問看護等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(従業者の研修)

第17条 事業者は、すべての訪問看護師等に対し、資質向上を図るための研修計画を作成し、

当該計画に従い事業所内研修を実施するとともに、研修機関等が実施する外部研修への参加の機会を確保する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、指定訪問看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 事業者は、適切な訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例・規則に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。